

朝鮮王朝の禄俸制と国家財政体制

徳 成 外 志 子

はじめに

官僚の主要な経済的基盤は俸給にあるが、高麗時代前期の官僚は土地と禄俸⁽¹⁾を二元的に支給されていた。高麗時代後期に農莊が広がり、田柴科による土地支給制は崩壊したが、一三世紀には新たに禄科田が支給されるようになり、それは朝鮮時代の初期に科田法（高麗恭讓王三年、一三九一〜世祖一二年、一四六六）、次いで職田法（世祖一二年〜明宗一一年、一五五六）として受け継がれた⁽²⁾。しかし、次第に土地支給（収租権の支給⁽³⁾）はなくなり、明宗一一年に職田制が廃止されたから、禄俸だけを支給されるようになってきた。官僚に対する土地支給が無くなっても、その分禄俸額

が多くなったわけではないので、土地収租権支給が無くなった分だけ、報酬はひき下げられたといえる。

一方、朝鮮王朝の国初から、官僚の禄俸は非常に低かった。それは前代の高麗時代と比べても顕著に低かったし、朝鮮前期よりも後期になるにつれ、さらに低くなっていった。官僚の禄俸は民間と比べあまり高くてもいけないが、あまりに低くて生計を維持していくのも困難なようでは、官僚の不正を誘発し、また困る。

朝鮮王朝ではあまりにも低い禄俸で官僚制をいかに維持していたのであろうか。またそれは、当時のどのような財政事情や財政構造に基づいていたのであろうか。朝鮮では禄俸の低さにもかかわらず官職志向が強かったが、それは

なぜなのか。彼らはどのように生計を維持していたのであろうか。

本稿では、そのような朝鮮王朝官僚の禄俸の実態を明らかにし、朝鮮時代の禄俸制の特色をもたらしした要因を、朝鮮王朝国家財政の特色との関連において考察する。朝鮮時代の禄俸制には、朝鮮王朝の国家財政の構造と特色、中でも朝鮮の軍役・職役体制が大きく関わっていたと考えられるからである。なお、考察対象は中央官僚の禄俸に限定し、下級実務を担当した吏胥・僕隸の朔料や、地方で支給された地方官の禄料などは除外した。

一 朝鮮時代の禄俸額——前期と後期を比較して——

朝鮮王朝後期の実学者朴齊家（一七五〇～一八〇五）は『北学議』禄制条の中で、通信使の一行として一七六三年に日本へ行ってきた元重挙（号は玄川）の体験を、次のように紹介し、朝鮮王朝の禄制を批判している。

元玄川（重挙）之入日本也、日本人、持我国経国大典奉事禄条刻本、来問曰、貴国禄俸何其太少也、蓋玄川時帶長興奉事故也。玄川視之、即壬辰以前禄制、比今日不啻倍之。卒無以応之、即誑云、非特此也、然心

甚慚云。

即ち、日本人が『経国大典』奉事禄条の刻本を持ってきて、彼に「貴国ではなぜこのように禄俸が低いのか」と問うた。その時玄川が長興庫の奉事の職にあったためであるが、それは壬辰年（秀吉の文禄の役）以前の禄俸で、今と比べると倍以上もあつたものだ。しかし、ついに答えられず、「これだけではない」とごまかして言つたが、非常に恥ずかしかったと言う。一五世紀『経国大典』の禄が一八世紀の禄より倍以上もあつた、言い換えると一八世紀に半額以下になつていたというのは、後で見ると、ほぼ事実であり、上級官僚ほど減少率が大きかった。

続けて、「ここにある人がいて、下僕を飢えさせて毎日こき使つていれば、主家の財物を盗まない下僕は稀だろう」と諭えて、「権勢があれば小官でも賄賂で富み、権勢が無ければ大臣でも正禄・正俸しか望めないで、妻子を庇護するにも不足する」状態であると言う。「地方官は定められた禄俸が無く、県令や県監で州・牧より一〇倍も豊かな者がいる一方、京職の禄俸では生活していくことができないので、士大夫は京職より地方職を重んじ、ひとたび州県に職を得れば、子孫数代までの業をなして後やめよう

とするため、瀆職の風が日々盛んになり、生民の困窮が日々に深まる。中国では、九品職に入らない官吏でも我が国の大臣の俸俸より多く、地方に赴任する時と帰任する時には、「養廉」という本俸と同額の手当が出るようになっていて、その上で一〇〇緡以上の収賄は賊律を用いて取り締ま⁽⁵⁾っているが、極めて公正なやり方だ」と述べている。

玄川元重拳の就いていた「奉事」は従八品と低い官職であり、「長興庫」は筵などの敷物・油紙・紙物を管掌する従六品衙門であ⁽⁶⁾った。朝鮮王朝前期の『経国大典』（成宗一六年、一四八五年頒布）戸典、禄俸条によれば、「従八品」は全一八科中の第一六科で、四孟朔（一・四・七・一〇月）の支給額を合計すると、一年に中米（特等米に次ぐ一等米）二石・糙米（玄米）一〇石・田米（粟）一石・黄豆（大豆）四石・小麦二石・正布（麻布、五升布）四疋・楮貨（紙幣）二枚を支給された。米に換算すると年約一七石六斗となる。⁽⁸⁾一石には平石（一五斗、小石）と全石（二〇石、大石）があったが、『経国大典』の規定では、禄俸は平石で支給された。

それが朝鮮王朝後期の『續大典』（英祖三二年、一七四六年）の規定では、毎月支給される朔料となっていて、「正・

従八品」は全一三科中の第一一科で、毎月米十二斗、黄豆五斗を二五日に支給される規定であった。これは一年では米九石九斗（一四四斗）黄豆四石（六〇斗）の支給になり、米に換算すると年一石九斗（二〇四斗）となる。朝鮮王朝前期に比べ後期には五・九石（約三四％）減少していた。なお朝鮮時代の一升杓の容量は日本の約三分の一で、一石（小石、平石）は日本の約二分の一であった。⁽⁹⁾

ここで換算率について述べておきたい。禄料の換算率などは史料に記されていないが、ここでは比較する上での便宜上、収税時の米に換算してみた。換算率は非常にさまざまで、収税する場合と経費として支出する場合では若干違うし、収税する場合でも地域によって複雑に異なっていた。⁽¹⁰⁾また、朝鮮前期と後期では物価も変化がある。木、即ち木綿は高麗時代末期にその種が朝鮮にもたらされ栽培されるようになったもので、朝鮮前期には綿布・正布（麻布）⁽¹¹⁾一匹・二匹であったが、後期には収税時、同価とされていない⁽¹²⁾。換算が困難なためか、従来の禄俸の研究では、換算しないでそのままの品目別数字を表にして紹介しているだけなので、時代的变化を見たり他の価格と比較考察するのに不便であった。

本稿では、特に綿紬（明紬とも言う。略して紬）の価格を確定するのが難しかった。綿紬は楮貨と違って無視して良い額ではなかった。朝鮮初期には綿紬（九升布¹²）は正布（五升麻布）三匹に当たったという記録もある。王室や官府で使う綿紬は田税条貢物として上納され、尚衣院・濟用監・廣興倉に納入されていた。『太宗実録』卷一三、七年（一四〇七）一月辛未条では、

更定百官祿科。左政丞河崙言、各品祿科不同、請増減詳定。從之。一科在內大君、政丞已上、祿米一百石、紬布正布共三十二匹。二科在內諸君、議政府贊成事已上、祿米九十石、紬布正布共二十七匹（以下略）。

と、紬布と正布の数を区別しないで記しているの、ほとんど同価値と見なしているようにも思える。

官職の低い長興庫奉事の祿俸のみが少なかったのではない。ここで全体官員の祿俸を見てみると、一五世紀『經国大典』の規定は表1、一八世紀『續大典』の規定は表2の通りである。最高額の第一科正一品は、朝鮮前期には米換算九二石支給されていたのが、後期には米換算三八石六斗に減少している。実に五三・五石（五八％）の減少である。上述したように従八品は五・九石（約三四％）の減少であ

った。ちなみに、最下品の従九品は米換算一石が一〇石となり、一石（九％）減少していた。上級官職ほど削減割合が大きかったことがわかる。

支給物は、朝鮮王朝前期には「中米、糙米、田米、黄豆、小麦、紬、正布、楮貨」と多様だったのに比べ、後期には「米、太（大豆）」の二種類になっている。紬が支給されていたのは、表1でみるように、正三品以上の堂上官と六品以上従三品以下の参上官であり、七、八、九品の参下官は支給対象外であったのは、この時期に、官服に絹ではなく国産の紬の使用を奨励する意味もあったことも考えられる¹³。楮貨は通用を奨励するため祿科の一部として支給するようになったが、一般には歓迎されず楮貨の価値は落ちていく一方で、次第に通用しなくなっていく。後に支給されなくなった紬布や楮貨、正布などの代替支給はなく、そのまま祿俸の減額になっていた。

また、『續大典』段階では、前期の一八科より五科少ない一三科（第五科が二つあるから実際は一四科）に全体科数が減っており、その上第二・三科（従一品と正二品）、第五・六科（正三品堂下官と従三品）、第八・九科（正従五品と正従六品）、第一二・一三科（正従九品）はそれぞれ同額

表1 15世紀の年間禄俸支給額（『経国大典』の規定、四孟朔支給）

		中米 (石)	糙米 (石)	田米 (石)	黄豆 (石)	小麦 (石)	紬 (匹)	正布 (匹)	楮貨 (張)	1年米 換算額 (石)
第一科	正一品	14	48	2	23	10	6	15	10	92
第二科	従一品	12	43	2	21	9	5	15	10	83
第三科	正二品	12	40	2	18	9	5	14	8	78
第四科	従二品	12	38	2	17	8	5	14	8	75
第五科	正三品 (堂上官)	11	32	2	15	7	4	13	8	65
第五科	正三品 (堂下官)	10	30	2	15	7	4	13	8	62
第六科	従三品	10	27	2	14	7	3	13	6	57
第七科	正四品	8	25	2	13	6	2	12	6	51
第八科	従四品	8	23	2	12	6	2	11	6	48
第九科	正五品	6	21	2	11	5	1	11	4	42
第十科	従五品	6	20	2	10	5	1	10	4	40
第十一科	正六品	5	18	2	9	4	1	10	4	36
第十二科	従六品	5	17	2	8	4	1	9	4	34
第十三科	正七品	3	15	2	5	3		7	2	26
第十四科	従七品	3	14	2	4	3		6	2	25
第十五科	正八品	2	12	1	4	2		6	2	20
第十六科	従八品	2	10	1	4	2		4	2	17
第十七科	正九品		8	1	3	1		3	1	12
第十八科	従九品		8	1	2	1		2	1	11

〈資料〉『経国大典』戸典、禄科条。

〈注〉・四孟朔に支給されたものを合計した数字である。斗以下は四捨五入。

・換算率は、中米・糙米：田米（粟）：黄豆（大豆）・小麦：正布（麻布）：銭 = 1石：1.25石：2石：2.5匹：5両、米1石 = 5両、田米1石 = 4両、正布1匹 = 2両、綿紬1匹 = 正布2匹。

楮貨1張 = 米1升、常布1匹 = 楮貨20張（『経国大典』戸典、国幣条）。

・楮貨1枚は米1升であるから、最多の正一品に対する支給額10枚は0.07石に過ぎないので四捨五入した。

表2 18・19世紀の俸禄支給額（『續大典』の規定、毎朔支給）

		米／月	黄豆／月	1年米換算額
第一科	正一品	2石8斗	1石5斗	38石6斗
第二科	従一品	2石2斗	1石5斗	33石9斗
第三科	正二品	2石2斗	1石5斗	33石9斗
第四科	従二品	1石11斗	1石5斗	28石12斗
第五科	正三品(堂上官)	1石9斗	1石5斗	27石3斗
第五科	正三品(堂下官)	1石5斗	1石2斗	22石12斗
第六科	従三品	1石5斗	1石2斗	22石12斗
第七科	正・従四品	1石2斗	13斗	18石12斗
第八科	正・従五品	1石1斗	10斗	16石12斗
第九科	正・従六品	1石1斗	10斗	16石12斗
第十科	正・従七品	13斗	6斗	12石12斗
第十一科	正・従八品	12斗	5斗	11石9斗
第十二科	正九品	10斗	5斗	10石
第十三科	従九品	10斗	5斗	10石

〈資料〉『大典会通』卷之二、戸典、禄料条

『万機要覧』財用編二、料禄条（純祖8年、1808年）

〈注〉換算率は、米：黄豆（大豆）＝1石：2石、1石＝15斗

品大臣の禄俸額三八石六斗は、従九品官員一〇石の四倍にもならない低さであり、最高額の第一科正一品から最低額の第一三科従九品まで、支給額の差があまりなくなっている。

以上のように、朝鮮王朝後期には、文武官僚の禄俸の等級は簡略化され、支給額は大幅に減った上に、上下官員間の格差が縮小し、支給基準品目も米と大豆に簡略化された。

二 禄俸額の時期的変遷

ここでは、朝鮮時代禄俸額の時期的変遷をさらに詳しく見てみたい。

まず、それに先立つ高麗時代の禄俸額について簡単にしておく。⁽¹⁵⁾『高麗史』志、食貨三、禄俸条には、

高麗禄俸之制、至文宗大備。以左倉歳入米粟麦捻十三萬九千七百三十六石十三斗、随科准給。内而妃主・宗室・百官、外而三京・州府郡県、莫不有禄、以養廉恥。而以至雜職・胥吏・工匠凡有職役者、亦皆有常俸、以代其耕、謂之別賜。西京官録、以西京大倉歳輸西海道税粮一萬七千七百二十二石十三斗、給之。外官禄半給於左倉、半給於外邑。

とあり、禄俸支給を担当した左倉（忠宣王即位初、一三〇八年に広興倉と改称）の歳入一三万九千七百三十六石を以て、内は諸妃・諸公主、宗室、官僚から地方は三京・州府郡県に地方官まで、禄俸が支給されていた。地方官の禄俸は、半

ばは京左倉から半ばは地方で支給されていた。胥吏・工匠などの職役負担者には、「別賜」の名で俸給が支給されていた。

今文宗三〇年に制定された禄料の内、文武班録だけを見ると、四七等級に細かく分けられており、最高額は四〇〇石（中書・尚書令、門下侍中）で、以下三六六石一〇斗（中書・門下侍郎）、三五三石五斗（諸殿大学士、參知政事、中樞院使、同知院事）、三三三石五斗（左・右僕射）、三〇〇石（六部尚書、左右常侍、御史大夫、中樞院副使、簽書院事、翰林学士承旨、三司使、中樞院直学士、判閣門事、上將軍）と続き、最低額は一〇石（国学学正・学録、都染・雜織・良醞・司儀・典使・守宮・都校・掌牲丞、太史司辰・司曆・監候、尚薬医佐、尚食食医、尚乘司庫・司廩、秘書正字、律学助教、司天・卜正博士、書算博士、呪噤博士、諸王府録事、大医助教・医正）であり、一〇石の対象者はほとんど技術官であった。

仁宗朝（一一二二～一一四六）に更定された禄制でも、最高額の四〇〇石（門下侍中、中書令）と最低額一〇石（秘書正字、明経学論、国子学論・学正、書・算学博士、大医医正、太史司曆・監候・司辰、司天卜正、呪噤博士、諸王府録事、尚食食医、尚薬医佐、律学・大医助教、司儀・典獄・都校・掌

牲・都染・守宮・良醞・雜織丞）は同じであるが、全体の等級が二八等級に減っている。⁽¹⁶⁾

最低額の一〇石は朝鮮時代の正・従九品官の禄俸額とほぼ同じである。朝鮮時代になっても、高官層は大幅削減されたが、最下位の九品層はほとんど変化がない。いつの時期も官員として、それ以下にはできなかった最低ラインと考えられていたのであろう。

最高額の四〇〇石は朝鮮時代初期の約四倍に上り、他に正一品官は田柴科により田地一〇〇結、柴地五〇結を支給されていた。一方、一八・一九世紀の朝鮮時代官僚に至っては、最高の正一品官が土地支給もなく、毎月米換算三石三斗、一年に三八石六斗しか支給されていなかった。なぜ一八・一九世紀の朝鮮時代にはこれほどわずかしか支給されなかったのか、逆になぜ一世紀の高麗時代には多く支給されていたのか、その原因に対する比較考察はなされてこなかった。

朝鮮時代に入り、史料で確認できる最も早い禄俸額規定記録は、『太宗実録』卷一三、七年（一四〇七）一月辛未条のものであり、表3の通りである。

この時、左政丞の河崙が「各品禄科不同、請増減詳定」

表3 太宗7年(1407)更定年間禄俸額

禄科	品階	米 (石)	紬・正布 (匹)	一年米 換算合計 (石)
第一科	在內大君、政丞已上	100	紬・正布32	113
第二科	在內諸君、議政府贊成事已上	90	紬・正布27	101
第三科	異姓諸君、開城留後已上	85	紬・正布26	95
第四科	異姓諸君、開城留後司副留後已上	80	紬・正布26	90
第五科	異姓諸君、正三品成均大司成已上	70	紬・正布23	79
第五科	判典醫監事已上	68	紬・正布23	77
第六科	従三品	65	紬・正布21	73
第七科	正四品	60	紬・正布20	68
第八科	従四品	55	紬・正布19	63
第九科	正五品	49	紬・正布18	56
第十科	従五品	47	紬・正布17	54
第十一科	正六品	42	紬・正布16	48
第十二科	従六品	40	紬・正布15	46
第十三科	正七品	30	正布10	34
第十四科	従七品	28	正布9	32
第十五科	正八品	23	正布7	26
第十六科	従八品	21	正布6	23
第十七科	正九品	16	正布5	18
第十八科	従九品	14	正布4	16
権務		9	正布3	10

〔史料〕『太宗実録』巻一三、太宗7年1月辛未条。

〔注〕換算率は、米：紬布・正布 = 1石：2.5匹（1石=5兩、1匹=2兩）とし、斗以下は四捨五入した。紬布と正布の内訳が不明なので、紬布1匹 = 正布1匹とした。

と請うた結果、改定されたというから、それまでは同一品で同一の禄科になっていなく、高麗時代のようにもつと複雑だったものが、ほぼ各品ごと同一額の一八科に整理されたのではないかと考えられる。

また、世宗二〇年（一四三八）二月に議政府が、初・二番の年二回頒禄から四孟朔頒禄に変えるよう啓して、翌世宗二十一年から四孟朔頒禄制が実施されることになったというが、その記述の中で、「我國因高麗舊制、初番正月、二番七月、欲令兩都目除職者並皆受祿」とあり、朝鮮朝の頒禄制は高麗の旧制を踏襲し、初番一月と二番七月の年二回、兩都目に合わせて行っていたと述べている。また、太宗九年（一四〇九）に上言があつて、それまでの二番制を四孟朔頒禄に変えることにいったん決まったが、その後も四孟朔頒禄

は施行されずに来ていたのだという。¹⁸⁾ その時の上言の中で、「頒祿之法、因循前朝、分爲二番」とあつて、頒祿の法は前朝の高麗の制度に従つて二番制となつていたと述べている。

なお、二番制から四孟朔制に変更された理由は、太宗九年の議論では、年二回では間が長いため、その中間に任官した場合、次の頒祿時期まで受祿できず、祿の受給が不均等になるといふものであり、世宗二〇年の議論では、初番の正月には広興倉に蓄えがないので、忠清道からの税穀を歳前に納めさせたものを当てていたが、あまりに納める期限が早くて、稔りの損實を踏驗して税額を決める前に納めなければならぬなど、忠清道にとって大きな弊害になつていたためという。

次に、朝鮮時代の祿俸支給額の時期的変化をまとめてみると、表4の通りである。

『万機要覽』や『増補文献備考』では、朝鮮時代の祿制は世宗二一年に初めて定められたとしている。即ち、『増補文献備考』卷二三七、職官考、祿俸条には、「本朝世宗二十一年、定百官科祿、分四孟朔頒賜、第一科正一品、春中米四石、糙米十二石（大君加三石）、田米一石、黄豆十二

石、紬二疋、正布四疋、楮貨十張、夏（以下略）」とあり、以下『経国大典』と全く同じ祿科規定が記されている。しかし、『世宗実録』卷八二、二〇年七月癸卯条には、

第一科正一品、前此初番中米全六石、糙米全四十一石、田米全一石、豆平二十三石、紬六匹、正布十五匹、錢九百文、二番中米全八石、糙米全七石、田米全一石、麥全十石。今改春等中米四石、糙米十石、田米一石、豆十二石、紬二匹、正布四匹、錢九百文、夏等中米四石、糙米十六石、田米一石、紬二匹、正布四匹、秋等中米三石、糙米十一石、麥十石、紬一匹、正布四匹、冬等中米三石、糙米十一石、豆十一石、紬一匹、正布三匹（以下略）。

とあり、世宗二一年以前に、太宗七年の祿俸額より減額された内容の年二番頒祿制があつた。

また、四孟朔頒祿の内容は、例えば正一品でみると、春等に楮貨一〇張ではなく錢九〇〇文が支給されていたなど、『経国大典』の規定と若干違いがあつたが、それを除けば『経国大典』の規定と年支給額は同じではある。なおこの時に、米麦は全石（二石は二十斗）で支給されていたのが平石（一石は十五斗）で支給されるようになり、実質減額

されていた。⁽¹⁹⁾

朝鮮王朝末期までも、『経国大典』の禄俸制は世宗二十一年に始まると認識されていた。『万機要覧』財用編二、料禄条には、

世宗己未、始定百官料禄、分四孟朔頒下矣。壬辰乱後、減禄制、肅宗辛巳、以年事荐飢、随品裁減、分作每朔奴馬散料。景宗辛丑、更為裁定、至今遵行。

と、簡略に禄制の変遷を記している。ここでは、世宗二十一年己未の始定から肅宗二十七年辛巳、景宗一年辛丑の改定を取り上げており、壬辰倭乱(文禄・慶長の役)後の仁祖二十五年、顯宗二十一年の改定については省略している。世宗二十一年の四孟朔支給への改定、肅宗二十七年の每朔支給への改定を重視しているものと考えられる。

表4でその後の変化を見ると、禄俸支給額は、壬辰倭乱(宣祖二十五年、一五九二)宣祖三十一年、一五九八)と丙子胡乱(仁祖一四年、一六三六、清の侵略)という未曾有の国難を経てしばらく後である仁祖二十五年(一六四七)には、それ以前より四割近く減額されていたが、まもなく顯宗二十一年(一六七〇)には仁祖代より一割近く回復していた。ところがその後、肅宗代(一六七五)一七二〇)に何度も大き

な飢饉に見舞われ、大きく減額されて、それ以降朝鮮王朝末まで回復することはなかった。

従二品から従五品の中堅職でみた場合、朝鮮王朝末期の禄俸は太宗代の三分の一以下、世宗代の二分の一以下である。全等級的に平均して、前期『経国大典』規定に比べ、後期『續大典』規定は二分の一以下に減額されている。

『増補文獻備考』卷二三七、職官考、禄俸条には、肅宗代に、度重なる飢饉のために、禄俸が削減され朔料となった状況が、次のように記されている。

肅宗十七年、以三南告饑、減百官禄俸米一石、代給田米、十九年復旧、二十三年減百官六品以上禄俸米一石、二十五年頒百官六品以上錢二百文、代禄米一石之減。
二十七年連值凶歉、財力匱乏、以百官四科禄俸、分作每朔奴馬散料、大君・公主米三石三斗・黄豆二石五斗、正一品米二石十二斗・黄豆十二斗、従一品・正二品米二石六斗・黄豆十二斗、従二品・正三品米二石・黄豆十二斗、堂下正三品・従三品・四品米一石九斗・黄豆九斗、五品・六品米一石三斗・黄豆六斗、七品米一石・黄豆六斗、八品米十二斗・黄豆三斗(『補』作五斗)、九品米十斗・黄豆五斗。

表4 年間禄俸額の変遷

(一年米換算額、単位は石)

改定年	太宗7年 (1407)～	世宗21年 (1439)～ (『経国大典』の規定)	仁祖25年 (1647)～	顯宗11年 (1670)～	肅宗27年 (1701)～	景宗1年 (1721)～甲午改革 (『續大典』の規定)
頒禄時期	年2回 (初番・二番)	年4回 (四孟朔)	年4回 (四孟朔)	年4回 (四孟朔)	毎月 (毎朔)	毎月 (毎朔)
頒禄品	米・紬・正布	米・田米・黄豆・小麦・紬・正布・楮貨	米・田米・黄豆	米・黄豆・紬・正布	米・黄豆	米・黄豆
等級	18科+權務	18科	13等級	12等級	8等級	10等級
正一品	113 (100)	92 (80)	58	65 (56)	38	38
従一品	101 (90)	83 (72)	52	52 (48)	34	34
正二品	95 (85)	78 (67)	48	48 (44)	34	34
従二品	90 (80)	75 (64)	44	44 (40)	29	29
正三品 (堂上官)	79 (70)	65 (56)	40	40 (36)	29	27
正三品 (堂下官)	77 (68)	62 (53)	38	40 (36)	23	23
従三品	73 (65)	57 (49)	33	36 (32)	23	23
正四品	68 (60)	51 (44)	29	32 (28)	23	19
従四品	63 (55)	48 (42)	29	32 (28)	23	19
正五品	56 (49)	42 (37)	27	30 (26)	17	17
従五品	54 (47)	40 (35)	27	30 (26)	17	17
正六品	48 (42)	36 (31)	23	26 (22)	17	17
従六品	46 (40)	34 (30)	23	26 (22)	17	17
正七品	34 (30)	26 (24)	19	22 (18)	14	13
従七品	32 (28)	25 (22)	19	22 (18)	14	13
正八品	26 (23)	20 (18)	17	20 (16)	12	12
従八品	23 (21)	17 (16)	17	20 (16)	12	12
正九品	18 (16)	12 (11)	10	16 (12)	10	10
従九品	16 (14)	11 (10)	10	16 (12)	10	10
權務	10 (9)					

(史料) 『増補文献備考』巻237 職官考 禄俸条、『大典会通』巻之二 戸典 禄料条、『万機要覧』財用編二、『朝鮮王朝実録』など。

(注) ・換算率は、中米・糙米：田米(粟)：黄豆(大豆)・小麦：紬：正布(麻布)：銭 = 1石：1.25石：2石：1.25匹：2.5匹：5両、楮貨1張 = 米1升
米1石 = 5両、田米1石 = 4両、正布1匹 = 2両、綿紬1匹 = 正布2匹(太宗7年は紬1匹 = 正布1匹)

・表中の()内数字は、米豆など穀類のみの支給額。

その後の按文に「臣謹按、此十三科（※景宗元年改定禄科）百官散料、即載於統典、而至今遵行者也。問因凶歉、而乍減旋復者、不為詳録」（原文中の※は筆者注。以下同様）とあり、その後も、詳細な記録は省かれているが、凶作によって減ぜられたり復旧されたりしたという。

このように禄俸額が削減されていった原因は、直接的には、冗官²⁰や、戦乱・飢饉などによる田税収入の減少であった。しかし、生産力も向上し比較的平和であった朝鮮王朝後期にも、禄俸額が回復することがなかったのはなぜか、という疑問が残る。凶作であっても中宗代や孝宗代には禄俸は削減されなかった。²¹ 禄俸額が回復しなかったのは、単に飢饉のせいだとばかりは言えない、制度的な原因があったと考える。

次に、朝鮮時代の禄俸支給総額を見てみると、定宗二年（一四〇〇）に、門下府が冗官を淘汰することを請うた上疏の中で、京官の禄は約十萬石と述べている。その時の官員数は、東班（文班）が五二〇余員、西班（武班）が四百七十余人であったという。²² これは高麗時代と比べて多く、このように冗官になり始めたのは、高麗末に反元改革を推し進めた恭愍王（一三五二〜一三七四）の時代からで、朝

鮮太祖建国以後も、建国に功勞のあった者を待遇するため、冗官を減らすことができないで来たのだと述べている。

また、太宗三年（一四〇三）に、司諫院が時務策を述べた中で、禄俸の田が荒れたのを補うため軍資を禄俸にまわすので、一年の禄俸額が一二十萬石にのぼっている一方、軍資は三年間で二萬石に満たない状態であるから、冗官を減らし、軍資を禄俸に廻す事のないようにと述べている。²³ これらから朝鮮時代初期の禄俸総額は一〇〜一二萬石であったことがわかる。

朝鮮中期の肅宗二年（一六七六）の記録では、「（※戸曹判書吳挺緯對曰、計百官領祿之米、三萬五千五百七十六石矣」と、百官に支給する禄米が三萬五千五百七十六石であると述べている。²⁴

朝鮮後期に編纂された『度支志』（正祖二〇年、一七九六）外篇卷二二、會計司、倉庫部条によれば、戸曹管理下の京各倉、即ち広興倉、軍資監、別營、別庫、豊儲倉、養賢庫、典牲署、司僕寺の各倉一年の支出（応下）は合計米一三萬六三二六石（米一萬〇一四三石、田米四八〇〇石、大豆四萬二七四六石を米に換算し合計）であり、その内、禄料が米約一〇萬八一六四石を占めた。その禄料の内訳は、

広興倉（百官実職・軍職一年頒禄）が二万四六〇〇石、軍資監（雑職一年散料、各衙門將校・員役一年料）が三万二四〇〇石、別當（訓局將官・軍兵一年放料、馬料、訓局兼司僕加料）が四万六一三二石、豊儲倉（内官一年頒禄、年例賜米・太（大豆）が五〇三三石であった。²⁵）広興倉から支給される文武百官の禄俸総額は二万四六〇〇石にしかならなかった。

その一二年後の『万機要覽』財用編二、料禄条（純祖八年、一八〇八年）によれば、一年の支給額が、百官料米一万八二〇四石・太（大豆）一万〇八七二石（米換算二万三六四〇石）、内官（宦官）料米四〇九二石・太一七七六石（米換算四九八〇石）、各項散料（將校・吏胥・工匠・雜職など）米一万九二七二石・田米一五七五石・太六三六四石（米換算二万三七一四石）、都合米四万一五六八石・田米一五七五石・太一万九〇一二石（米換算五万二三三四石）となっていて、官僚の禄俸総額は米換算で二万三六四〇石と、『度支志』の記録とほぼ変わらない額である。

以上のように、百官の禄俸総額の面から見ても、朝鮮前期には約一〇〇一二万石であったのが、朝鮮中期には約三万六〇〇〇石、朝鮮後期には約二万四〇〇〇石と変化し、

朝鮮後期は前期の約四分の一に激減していることがわかる。朝鮮後期は百官料に内官料と各項散料を合わせた合計でも五万二三三四石と、朝鮮初期の百官料の半額である。

なぜ禄俸が、高麗時代と比べても少ない上に、さらに削減され続けていったのであろうか。次節では、それを朝鮮時代の国家財政体制を考察する中で考えてみたい。

三 禄俸制の背景としての朝鮮王朝財政体制

朝鮮王朝の禄俸がこのように低かったのは、直接的にはその時々々の財政難のためであるが、根本的には、国初の財政難の中で形成された財政体制に起因していたと言えよう。

朝鮮王朝の国家財政は、田税、身役、貢納・徭役の収取体制、即ち、租庸調の収取体制を取っていた。²⁶ 収取の主要なものには田税と貢納物であるが、田税は戸曹に収納され、主に百官、三軍（全軍）の禄料として支出された。²⁷ また、貢納物は王室と中央政府の経費に充てられたが、それは禄料以外の殆どあらゆる物資に及んだ。²⁸ 即ち、王室の日々の食料品、布物、紙物、日用品、薪炭、薬材を始めとして、祭享・宮中儀礼に必要な物品、中国に対する紙・綿紬・苧布・皮物・席子等の歳幣・方物物資や日本に対する人蔘・

織物など、事大交隣外交に要する物資、及び中央各司の紙筆墨等事務用品、軍器、進上・供上用衣類、日用器具などの、原材料・半製品・完成品、建築・修理工用資材、生・穀草、薪炭などである。朝鮮王朝後期には、貢納物は大同税として田税化されて中央の宣惠庁に納められ、宣惠庁から貢人に貢価を支給し納入させる貢納請負制として制度化された。

それ以外の必要な軍事力及び労働力は、朝鮮前期には身役（十六歳以上六〇歳までの良民丁男の軍役・職役、公奴婢の選上役）及び戸役の徭役として直接徴発・使役されていた。身役は一五・一六世紀には代役布納化が進行し、一八世紀には均役法により半ばは田税（結作）や魚塩船税に転化されて均役庁に納められ、均役庁から各衙門に身役の代価として給代されるようになった。⁽²⁹⁾

このように朝鮮王朝後期には收取形態は田税化、および布納・銭納への一元化が進んだが、租庸調の枠組み、即ち、田税、身役、貢納・徭役の枠組みが取りかわれ一元化されたわけではなかった。元来の田税（一結当たり四斗）、大同税（一結当たり十二斗）、軍布（丁男一人当たり布一匹）、結作（一結当たり二斗）などが区別されたまま別官衙によっ

て徴収されたし、歳出面においても旧租庸調の名目を崩さず、大枠において旧来の使用先に米布銭で換算された代価がほとんどそのまま支出され独立採算的とも言える体制を採ったため、逆に財務機関は多元化する結果をもたらした。

このような租庸調の財政制度は、財政の窮乏した状況に適合する、安上がりですむ制度であったといえる。租庸調の経済体制は、自らの生活費は自ら調達させる「自給自足」の、「屯田制的」な経済体制であったと言えよう。唐の租庸調制は理念的には均田法による給田に対する義務として丁男に課せられた負担であったし、また、唐の府兵制は均田農民を府兵として一ヶ月交替の禁軍や三年勤務の防人の任につかせ、その間は武器・衣食は自弁であるが、租庸調を免除した。均田法により支給される「口分田」は、あたかも「屯田」に似て、全国土で農民に「屯田」を支給し耕作させ、徴税、軍役に当てているようなものである。

朝鮮王朝の場合、農民に対する給田即ち均田制は無かったと言う点で、厳密に言えば唐の租庸調制や府兵制とは異なる⁽³⁰⁾と言える。ただ朝鮮王朝の場合、民は元々私有地を有⁽³⁰⁾していて国家からの給田は無かったが、実際に立役する京・外軍士には一〜三保（一保は二丁）の保人（実際には保

人が納入する保布)を給したし、番上日数が規定に満ちれば去官し、官職に就けることになっていたことが、若干の反対給付といえる。唐制とは違い、民への土地支給がなかったこと、均田制が無かったことを以て、府兵制(兵農一致の義務兵制)を理念として受け入れたことまで否定することはできない。

朝鮮王朝の租庸調制の唐制とは異なる大きな特徴は、身役を課税対象とした「庸」が、軍制を支える軍役制として運営されたという点であると言えよう。⁽³²⁾ 丁男に課される良役は軍役と言われ、軍役制は身分制、および官僚制と連動して運営されていた。⁽³³⁾ 朝鮮の国役体制、軍役体制は極めて身分的な編成であった。これについて、金錫亨はいち早く「李朝初期国役編成の基柢」⁽³⁴⁾において、「朝鮮朝初期の兵制がいわゆる府兵制と言って、国民皆兵主義の原則に立脚し、身分というものがその社会のすべての人民の活動を規定するものであったので、この国民皆兵の原則が今日のそれと判異したものであったことは言うまでもなく、上で述べた労働部隊が軍役の名の下に提供されるのもこのような身分を土台とした皆兵主義のためであった。簡単に言えば、両班の子孫が担うべき兵役は鎧を着けて兜をかぶる官職であ

ったが、賤人が担わねばならない兵役は、鉞とスコップを持つ労働であったのである。従って、軍役というのは単的な兵役ではなく、当時の国役の根幹を成していたのである」と、述べている。身分制的な編成だったからこそ、それを組み込んだ租庸調制や府兵制の枠組みが、朝鮮王朝の最後まで崩れにくかったとも考えられる。

『経国大典』に収録されている両班実職は五六〇五窠(東班一七七九窠、西班三八二六窠)でその内、正職禄官は二四〇〇窠(東班京官職五四一窠、東班外官職一〇三八窠、西班京官職三一九窠、西班外官職五〇二窠)に過ぎず、残りは遞見職が三一〇窠(東班遞見職一〇五窠、西班遞見職三〇〇五窠)、無禄官が九五窠(すべて東班)⁽³⁵⁾であった。実に西班(武官)職窠の七九%が遞見職であった。

遞見職の発想は軍役負担の発想と共通点があった。軍役の場合一年に数ヶ月交代で番上して役務に従事し、下番時に農業などの自己経営で生計を維持した。遞見職も交代で番上するように、一年に二回または四回の都目毎に交代勤務して、出仕期間以外の禄俸は支給されなかった。生計の大幅な不足は自己経営で補充せねばならなかった。遞見職は低い禄俸をさらに節約できる朝鮮時代独特の制度であっ

たとえ言える。遞児録を支給されていた官員は、訳官ならば貿易活動、医員ならば医薬業などを行って収入を得ることができたし、武班や雜科出身の専門職中人は、両班と違って経済活動が公認されていたため、導掌権や貢納請負権、土地などに投資して活発な経済活動を繰り広げ、富を手に入れている⁽³⁶⁾。

なお、軍制面で見ると、朝鮮王朝前期の中央軍である五衛制は崩壊し、後期は五軍営制に移行し、傭兵が番上兵と併用されていた。しかし、朝鮮王朝後期も府兵制の理念・体制は残り、一般農民は依然「正兵」として「放軍收布」され、番上する代わりに軍布を納めねばならなかった。

また、五衛の官名とその禄俸は財政上の理由からそのまま残された。そして、職禄の無いまま職務に就いている者に禄俸を与えるための軍銜遞児、および功臣などを優待するために職務のないまま禄俸だけを与える原録遞児として、五衛の軍職（上護軍・正三品・大護軍・従三品・護軍・正四品・副護軍・従四品・司直・正五品・副司直・従五品・司果・正六品・副司果・従六品・司正・正七品・副司正・従七品・司孟・正八品・副司孟・従八品・司勇・正九品・副司勇・従九品）に任命し、遞児禄を与えた⁽³⁷⁾。ただ職名は残されたが、窠数は大幅に削減さ

れた。内医院の医員や司訳院の訳官、觀象監の述者・習誥、惠民署の聴敏などの専門職中人もこの遞児禄支給対象に含まれていた。

このように朝鮮王朝は、前・後期を通じて租庸調の税制及び府兵制の国役（軍役・職役）制を採っていたが、この租庸調の財政理念の中には、第一に、各司維持運営費は想定されておらず、各司維持費は經常税（正税、本税）では保証されていなかった。各司の維持運営費は經常税でまかなわれず、本税の付加税としたり、官序自体で調達させていた。第二に、兵農一致の丁男皆兵の軍役（良役）制により、専門軍人は別にして、軍役・労役などの兵力・労働力はほぼ反対給付なしに調達できていた。軍役は理念的には官僚制に連結されていて、一般農民にとつて現実的には難しいことだが、一定年月勤めれば官職を得、昇進できることになっていた。そして本来は良身分の者は全て、両班身分も含め軍役負担の義務があったが、官職に就いていたり、中央胥吏・地方郷吏などの職役に就いている者はそれが軍役代わりになった。重い軍役負担から免れることは、反対給付が無くてもそれだけで大きな特典だった。また、朝鮮王朝後期には良・賤の別以上に班・常（両班と常民）の別

が重視されるようになり、軍役を負う者は「常奴（サンノム）」として両班身分からさげすまれ、科挙を受けることもできなくなっていた。そのため、禄料が安くても官吏になろうとし、両班であり続けようとした。従って官僚制も安く維持できたといえる。

ここで、各司の維持運営費はどのように調達していたのかについて見ておきたい。各司の維持運営費、即ち各司の紙筆墨等事務費や鋪陳等備品費、燈燭、柴炭炬等燃料費などは経常費では保証されず、各衙門および朝鮮後期に増加した宮房、軍門は、特に壬辰乱後次第に多くの庄土、屯土を折受されその収入によって維持運営費を賄ったし、乱塵、貿穀、貸金業、無名雑税収税等各種の経済活動を展開した。⁽³⁸⁾ 顯宗十一年（一六七〇）頃、各衙門屯土や諸官家の免税田はほとんど国中の半ばに達していたと言い、久しく量田は行われず国家の把握する田土は減少し、常税は豊凶にかかわらず下下年の一結当たり四斗の徴収に固定化されていくようになったことも相まって、戸曹の税収は減る一方だった。⁽³⁹⁾

官衙のうちの有貢物衙門は、貢物を得ることでその付加税として作紙や役価（事務雑費）を徴収して司内の運営費

に充てていたし、戸曹は全国の田税や貢物、その他の奴婢貢・雑税からやはり付加税として戸曹作紙や戸曹役価を徴収し、戸曹の維持運営費に充てていた。このような状況は、現物上納から大同米布上納へと形は変わっても、朝鮮前・後期を通じて一貫していた。⁽⁴⁰⁾

朝鮮時代中期の実学者柳馨遠（一六二二～一六七三）は、各司の公廨の維持運営費を漕税（田税）より定給し、現在の誅求の弊害を断つようと述べた中で、各司が官庁維持費を得るために「外方求請」「作紙」「筆債」等様々な名目を設け、地方や吏胥・下隷に責め取っていたことを活写している。これらは最終的には規定外の謬例となってしまう公課として民戸に賦課される結果となっていた。⁽⁴¹⁾

諸上司は外方（地方）に「求請」し、決訟衙門は決訟の際に「詞訟作紙」を徴収し、戸曹等収税衙門は税・貢物に「作紙」を徴し、承政院は守令が辞令を受け赴任する時、辞令書作成手数料名目で「筆債」を徴した。用米布衙門は剰余の米布でまかなうが、これは結局付加徴収したのに会減しないもの（加捧不会之數）であった。また、有貢物衙門の場合は貢物防納者に徴収しており、用刑衙門ならば使令に不正に収賄させ調達させていた。分軍衙門（軍士が配

分された衙門。軍士と言っても實質は司内の役夫)の場合、書員に責め取ると、書員は軍士を侵奪し、当番として配属された軍士に執務室用の燃料を樵夫から奪い抜き取らせたりしてまかなっていたと言う。「外方求請」は、諸上司が司内雑費の為に行うのみならず、中国への使臣が自身の派遣費用の名目で行うし、国家に造営や進宴がある時には国家自身によって行われたし、王室と婚姻する者も「求請」した。使臣費用は、国初に国費で保証せず地方に「求請」させたのが例と成り、中間に戸曹より充分支給されるようになった後にも、既得権として手放す者がいなくなり謬例となつてい⁽⁴³⁾る。

柳馨遠はまた、各司の維持費が經常費で保証されていなかっただけでなく、百官の禄俸は極めて薄く、吏胥は薄禄もしくは無禄で、僕隸は料米が無かったことを問題とし、これら全てをやはり經常費(漕税、即ち田税)で保証すべき事を提起する中で、当時の官吏達がどのような名目を設けて収入を得ていたかを述べている。⁽⁴⁴⁾それによると、百官は禄俸の不足を補うために、外方から餽遺(食物や金品の贈り物)を定例のように受け取ったり、各司の公務に使った余り物を分け合ったりしていたが、前者を「進俸」と言

い、後者を「分兒」と称した。また吏胥は、法典記載の定数以内の人員には普通月米六斗の料米または価布が給されたが、額外員数には支給されず、僕隸は本来奴役であったので料米が無かった。彼らは「人情」米布を徴収する事によって補っていたし、職務を利用して奪い漁り賄賂を取ることで生活していた。

柳馨遠は吏隸に至るまで漕税(經常費)で保証し、「求請」、「作紙」、「筆債」、「進俸」、「分兒」、「人情」、諸「徴債」は廃止すべき事を主張しているが、このような名目で需用品や賄賂を求めることが半ば制度化していたので、それに名を借りて必要以上の際限のない蓄財が可能となつていたと言える。柳馨遠は、百官から吏隸まで禄料を増加してやり、あらゆる国家支出を経費で保証すれば民の賦税が重くなりすぎないかという心配に対し、彼ら百官は禄薄で吏隸は無料なのに殆ど皆安定したぜいたくな生活をしているが、全て民から出ているからではないかと反論している。⁽⁴⁵⁾

このような租庸調の財政体制は、先に述べたように、自らの生活費は自ら調達させる「自給自足」の、「屯田制的」で一見安上がりな財政体制と言える。しかし、このような財政体制は、古代の生産力が低い段階では合理性があ

ったであろうが、朝鮮王朝後期のように生産力の発達した時期には、実は国家と民との中間で富が消失し、かえって高つくことになっていた。一七世紀の磻溪柳馨遠と同様、一九世紀初めの実学者丁若鏞も『經世遺表』(二八一七)の中で次のように述べている。⁽⁴⁶⁾

国家歳入、常年不過十二萬石、若値凶年、輪于京江者每不過數萬石、国之經費將焉出矣。国制、凡一結、收田税四斗・三手米二斗二升・大同米十二斗、船価出於其中、一結所収不過一八斗二升、及其太倉班祿・宣惠庁之頒貢価也。其所云十五斗以至小之斗、不過為十一二斗、則一結所収之當国用者、極不過十五斗、而方其歛之於民間也、以如斛之斗、歛三十四斗、解之以京斗、則小不下四十五斗、是又民輸者三而公受其一也、上而削国、下而剥民、於其中央所肥者、貪官猾吏、嗟呼豈不冤哉。(原文中の傍線は筆者、以下同様)

即ち、国家の歳入は常年で十二万石、凶年なら京江に輸送されるのは数万石過ぎない。田一結から收するのは田税四斗、三手米二斗二升、大同米十二斗の合計一八斗二升であるが、船運価がその中から支出され、太倉(広興倉)が祿を頒給し宣惠庁が貢価を頒給するに及んでは、十五斗と

いうのがさらに十一、二斗に過ぎなくなる。一結所収の国用に充たされるのは最大で十五斗に過ぎないのに、民間からは大枘(大斛)で三四斗を取りそれは京枘(小斛)に直すと四五斗を下らないから、民は三を輸送しているのに国家はその三分の一しか受け取っていないのであり、これは上は国から削り取り下は民から剥ぎ取って、中間で肥え太っているのは貪欲な官員と狡猾な吏胥なのである、と嘆いている。

⁽⁴⁷⁾ 一九世紀末の朝鮮前内部顧問法学博士大庭寛一も『朝鮮論』(明治二八年二月序文)の中で、「朝鮮に在ったときは事実上の調査に力め、いちいち事例と解説を掲記した」と記し、第二章国力論の、遊民と業民、負担、財政といった経済分析の中で、柳馨遠や丁若鏞と同様のかなり厳しい見聞・見解を述べている。

それによると、中央・地方財政は支出に制限が無く、収入の名目を加設するのが難しくない。朝鮮の税金を見ると、概括的な名詞が少なく、その支出を要する事業名を直接表明するものが多い。これは新税目を加設するのに甚だ便利であるが、ますます財用整理の障碍になっていて、識者の痛嘆に堪えないところであると述べている。筆者は『磻溪

『随録』や『経世遺表』を読んだとき、大同法により一結当たり十二斗の収税であらゆる貢納・徭役を賄うはずだったが、ことあるごとに中央から地方に「求請」したり、各郡県に負担を振り分け「加定」したりできたし、地方監督・郡県衙からも様々な名目で雑税負担を民に課しており、際限のない抜け穴が開いているような感があったが、それと同様のことを、大庭は見聞に基づいて、大韓帝国に移行する直前の一八九六年に述べているのである。

大庭はまた、地方の官衙の経済支持法は請負に似ているという。長官は規定の予算で管掌事項全般を処分し、経費の残余は自分の懐に入れる。その故に、入に努めて多きをはかり、出には甚だ吝嗇であるという。

また、庁衙の至る所に吏僚奴隷が群れを成して給養を待っており、禄、需によつては本来支えることができるものではないのに、朝鮮の人士は皆地方官につきたり、地方の守令になって三年間勤務すれば子孫三世が坐食できる資をなすことができると、朴齊家が『北学議』で述べていたのと同じことを述べている。

大庭は、「一夕監督の吏と話した。該吏の給料について尋ねたところ、一年に得る所は米一五石と柴炭・油錢二〇

両あるだけというが、その日常生活を尋ねたら、僕婢を使役し妾を蓄えていると言うので、その豊かな財源を尋ねたら、彼が得々として言うには、定給は少なくても、上納の時期に多額の情費を得る道があると、まるで情費を給料の一部に数えていた。吏にしてこのようだから、以上の官吏の所得は推知するに足る」と述べている。

官衙の冗員の弊害については、「更に進んで吏胥の員数を査閲するに至っていつそう驚嘆した。かの黄海道の冗員の弊その極に達して、監督（※今の道庁にあたる）に一〇六〇余人の吏奴を有し、京畿道の監督は四七八の吏員毎に管内に徘徊するという。（中略）各道中、大邑（※大郡県）といつてもその戸数は一万を超えるもの少なく、その小邑のごときは最多でも五千に過ぎず、極小は数百を包有するのみ。しかるに吏員の冗多はこのようだ。加えて、監督あり、兵営あり、鎮管あり、水営あり、鎮浦、統制営あり、留守府あって、無数の冗吏遊奴を給養する。（中略）予ある日馬を駆つて南漢山城に遊んだ。途次広州府庁に至り、吏房庁を見た。三、四の吏がわずかにその部屋にいた。そこで試みに該庁の員数を問うたら、彼曰く八一人である。予は多数の吏員がここにいないのを怪しみその理由を訊ね

たら、常務は数人で処理することができるので、平常は遞番出仕（※交代勤務）し、余りは皆帰って家にいて、非常の際もしくは儀式を挙行する時に、皆来て待すと。以て地方官衙冗員放養の一斑を窺うに足る」と述べている。軍役制のように、郷吏の役務も職役として遞番番上で行われていた実情を表していると言えよう。

大庭寛一は『朝鮮論』の序文で、「京城十里の外は則ち別殊の天地なり」と言い、ソウル城内の現象を以て朝鮮全土を推し量ることはできず、朝鮮に滞在した時には視察や論談は地方の状況に重きを置いたと述べている。このように地方官の禄料の解明は重要な問題であるが、本稿では考察する余裕がなかった。今後の課題にしたい。

以上、朝鮮王朝の末期まで正規の禄俸規模が小さかったのみでなく、国家民富は中間の官僚・吏胥によって公的・私的に消耗され、全体として国家財政の規模は小さく、国家が掌握している生産・流通量は少なかつた。それは、朝鮮王朝の末期までも租庸調の財政体制の枠組みを変えることなく、その枠外に安易に事業名を冠した目的税、様々な規外の負担を別設していったことに起因していると言える。

終わりに

以上本稿では、朝鮮王朝の禄俸は高麗時代に比べても低かったが、さらに朝鮮前期から後期にかけても減少し続けたことを数量的に確認し、その要因を国家財政体制面から考察した。

その結果、まず、禄俸額の減少は、高位官職者ほど大幅に削減されて、下位に行くほど削減割合は少なくなり、低位官職者の九品官は高麗時代から一〇石台であり変化がなかった。正一品官は高麗時代には年四〇〇石支給されたが、朝鮮太宗七年には年一一三石、世宗二十一年には九二石、仁祖二五年には五八石、肅宗二七年および景宗一年以降にはわずか三八石に激減した。朝鮮後期には高麗時代の一〇分の一以下、太宗代の三分の一、世宗代の半分以下に激減していた。それで、朝鮮王朝後期には最高額が年三八石で最低額が一〇石と、最高と最低の差があまりなくなり、全体が極めて低くなっていた。朝鮮時代の一石は日本の約半分であったから、日本で言うところ、最高の正一品が一九石で最低の正従九品が五石であったことになる。禄俸ではとても生活していける額では無くなっていた。

また、朝鮮王朝の官職には遞兎職が、武班職を中心に広範に設けられていた。これは軍役における番上制のように、都目ごとに交代勤務をして、禄俸は勤務した期間にだけ遞兎録が支給されたのである。この制度によって、さらに低い報酬で多くの官員を採用することが可能になっていた。

百官の禄俸総額でも、一五世紀初めの朝鮮時代初期には一〇〇一二万石であったのが、一七世紀半ば朝鮮時代中期には約三万六〇〇〇石になり、一八世紀末から一九世紀初め朝鮮時代末期には約二万四〇〇〇石と、初期の四分の一以下に激減していた。

官僚は正規の禄俸だけには頼らず、あるいは頼れず、基本的に各自の自己経営で生活していた。また、吏胥は「人情」という心付けを付加税のごとく税納物ごとに徴収していたが、官僚も正規の禄俸以外に、様々な正税の付加税や上納物の付加徴収物からの分配物を得ていたし、各司はやはり維持運営費を各司の自己努力によって増やそうとし、その業務に使用した余りを、「分兎」と称して所属官員に分配していた。地方官に赴任すれば、地方で支給される禄、需があり、地方官は赴任中自らの生活費のみでなく、中央の知人、親戚、姻戚などに食料などの物資や金品を贈

ったりして、これがかんりの量になっていた。

禄俸額が削減されていった原因は、直接的には、冗官の多さや、戦乱・飢饉などによる田税収入の減少であった。しかし、生産力も向上し比較的平和であった朝鮮王朝後期にも、禄俸額が回復することがなかったのは、単に飢饉などのせいだとばかりは言えない、制度的な原因があった。

朝鮮王朝の国家財政は、田税、身役、貢納・徭役の收取体制、すなわち、租庸調の收取体制を取っており、その内「庸」にあたる身役は朝鮮王朝においては軍役制として運用された。軍役制は府兵制の兵農一致の丁男義務兵制を採っていて、身分制、官僚制とも連動していた。朝鮮王朝後期には收取形態は、身役、貢納・徭役の田税化および布納・銭納への一元化が進んだが、田税、身役、貢納・徭役の枠組みが取り払われ一元化されたのではなく、田税、身役、貢納・徭役の各名目は歳入面でも歳出面でもそのまま残された。

租庸調の財政理念の中には各司維持運営費は想定されず、各司維持運営費は本税の付加税としたり、各官庁自体で調達させていた。また、丁男皆兵の軍役（良役）制により、兵力・労働力はほとんど反対給付無しに調達する

ことができた。官職にしろ吏職にしろ、禄料が低くても、それに従事して重い軍役負担から免れることは、それだけで特典であった。

租庸調の財政体制は、自らの生活費は自ら調達させる「自給自足」の「屯田制」で一見安上がりな財政体制であった。実際に、壬辰倭乱後の財政難の中で、国家は田土を掌握しきれないまま、宮家や官衙に「庄土」、「屯土」を与え始め、維持費に充てさせ、全国に「庄土」、「屯土」が広まった。しかし、このような経済体制は、古代の生産力が低い段階では合理性があったであろうが、朝鮮王朝後期のように生産力の発達した時期には、実は国家と民との中間で富が消失し、かえって高くつくことになっていた。必要が生ずるごとに、安易に様々な事業名を冠した目的税を租庸調の枠外に新設していき、官庁運営費や官員・吏隷の人件費を充分保証せず、その代わりに請負的に屯土や事業に伴う利権を分け与えていった。かくて、朝鮮王朝の末期まで正規の禄俸規模が小さかったのみでなく、国家民富は官僚・吏胥によって中間で公的・私的に消耗され、全体として国家財政の規模は小さく常に不足し、国家財政は分散的であった。それは、朝鮮王朝の末期までも租庸調の財政

体制の枠組みを変えることがなかったことに起因していると言える。

本稿では、主に中央官僚の禄俸について具体的数字で考察したが、中央官僚以上に収入が多かったという地方官僚の禄料、大同儲置米から支給された官需の分析などについては、今後の課題としたい。

(1) 日本における論著には「禄俸」の語はなく、例えば衣川強『宋代官僚社会史研究』(汲古書院、二〇〇六)の第六章「官僚の俸給」でも「俸禄」「俸給」と記されている。諸橋轍次著『大漢和辞典』には「禄俸」「俸禄」ともに存在するが、『角川新字源』『角川漢和中辞典』『広辞苑』などには、「俸禄」の語はあるけれども「禄俸」の語は存在しない。しかし、韓国における論著はほとんどすべて「禄俸」制となっていて、『高麗史』食貨志や『朝鮮王朝実録』『承政院日記』などの史料でも、「俸禄」の語も無いわけではないが、「禄俸」と記されている記事がほとんどである。李載燮『朝鮮前期経済構造研究』(ソウル・崇實大学校出版部、一九九九)では「禄俸制には禄・俸・料などの区分があつて、禄は三ヶ月ごと四孟朔に、俸は月単位で、料は日単位でそれぞれ支給された」と述べている。一般的に官僚の「禄」に対して、吏胥・皂隸・工匠等の俸給を「禄」と言わず

「料」といった。料は日当を基本にしていて、朔料として支給される場合も日給をもとにし月給として支給されていたと考えられる。

(2) 科田法は、現職・前職官僚に、一八科の等級に分けて第一科正一品への一五〇結から第一八科従九品への一〇結までの土地収租権を、京畿地方に限定して、本人一代に限り支給した。職田法は現職官僚にのみ、正一品一〇結から従九品一〇結までの土地収租権を支給したが、世租一二年(一四六六)の施行から四年後の一四七〇年からは、国家が職田の租を徴収し、官僚に分け与える官收官給制になっていた。

(3) 日本の知行の場合は、収租権・行政権・裁判権を含めた支配権が与えられたが、朝鮮の場合は土地の収租権のみが支給された。

(4) 朝鮮時代初期の禄俸制については、李載堧「朝鮮前期の禄俸制」『崇田大學校論文集』第5輯(ソウル・崇田大學校、一九七四)、同「朝鮮前期の遞兎職に対する考察」『歴史学報』三五・三六合併(ソウル・歴史学会、一九六七)、同「朝鮮初期社會構造研究」(ソウル・一潮閣、一九八四)、崔貞煥「朝鮮前期禄俸制の整備とその變動」『慶北史學』第五輯(大邱・慶北大學校史学科、一九八二)、同「朝鮮前期遞兎録の整備」『大丘史学』第二四輯(大邱・大丘史学会、一九八三)、同「高麗・李朝時代禄俸制研究」(大邱・慶北大學校出版部、一九九一)などがあり、朝鮮時代中期の禄俸について部分的に

論及したものはあるが、中・後期の変化やその意味を考察した研究は見あたらない。

(5) 以上、朴齊家「北学議」禄制条。

(6) 長興庫の最高位は従六品の「主簿」であるため、従六品衙門となっている。朝鮮前期の『経国大典』(成宗一六年、一四八五)では、従五品の「令」が長であったため従五品衙門であったが、朝鮮後期の『續大典』(英祖二二年、一七四六)段階では「令」が減員されたため、従六品衙門となった。

(7) 『経国大典』戸典、禄俸条、「第二六科従八品」春、中米一石・糙米二石・田米一石・黄豆二石・正布一疋・楮貨二張、夏、糙米三石・小麦一石・正布一疋、秋、中米一石・糙米二石・小麦一石・正布一疋、冬、糙米三石・黄豆二石・正布一疋。

(8) 換算率は中米・糙米・田米(粟)・黄豆(大豆)・小麦・正布(麻布)・錢 Ⅱ 一石・一・二五石・二石・二・五疋・五兩として計算。紬一疋Ⅱ正布二疋として換算した。楮貨一張Ⅱ米一升だから楮貨二枚は米二升で、〇・〇一三石にしかならず(『経国大典』戸典、国幣条)、ほとんど無視してもいい額であった。

(9) 『大典会通』工典、度量衡条、および「朝鮮を知る事典」(平凡社、一九八六)「度量衡」の項。

(10) 『万機要覽』財用編三、大同作貢、作木・布・錢条など参照。

(11) 『世宗実録』卷四七、一二年(一四三〇)二月乙亥条、

「今考市直、縣布一匹準正布二匹、京外皆然、而各道買鹽之時、縣布一匹準鹽三十石九斗、正布一匹一石三斗、市鹽太輕。請自今縣布一匹準鹽二十石六斗、以爲恒式。」なお、塩との交換時には、民間では綿布は正布の三倍の価格であったことがわかる。

(12) 『万機要覽』財用編三、大同作貢、作木・布・錢条、及び免稅結条など参照。

(13) 升数は織布に用いられる言葉で、糸筋の数を表し、一升は八〇縷で九升布は七二〇縷になる。升数が多いほど布目が細かく高級品になる。

(14) 『定宗実録』卷六、二年一月癸酉条、『世宗実録』卷八二、二〇年九月戊子条。韓佑勗他『訳註経国大典(註釈篇)』戸典、(韓国精神文化研究院発行、一九八六)、二二二頁。

(15) 高麗時代の禄俸制については、崔貞煥前掲書に詳しい。文武班録のみでなく、その他の禄俸や、田柴科などの土地支給についても総合的に述べている。

(16) この頃、田柴は品階を基準とし、一八科等によって支給されていたが、禄俸は品階とは一致せず、官職に従って、同じ品階でも差等が設けられたり、下位品階が上位品階より禄俸が多い場合もあった。また、田柴を受けず、禄俸のみを受ける官職も多くあったという。崔貞煥前掲書、三六頁。

(17) 『太宗実録』卷一三、七年一月辛未条、「辛未更定百官禄科。左政丞河崙言、各品禄科不同、請増減詳定、從之」。

(18) 『世宗実録』卷八〇、二〇年二月甲戌条、「議政府啓、謹按歷代班祿之制、或給祿或給俸。其給祿也、元魏每月季、隋家給以春秋二朔、唐貞觀二年、制春夏二季春給、秋冬二季秋給、隨時損益、相沿襲。我國因高麗舊制、初番正月、二番七月、欲令兩都目除職者竝皆受祿、其勸士養廉之意至矣。然初番之祿、廣興倉常無所儲、必須忠清道歲前收稅漕轉、庶足頒賜之數、故忠清之民、每年禾穀未熟、損實未驗之前、備納其稅(中略)永樂七年獻議者上言、頒祿之法、因循前朝、分爲二番、受祿者不及正月、則雖累朔從仕、而未得受祿、似爲不均。願自今年頒賜之數、分爲四番、每於四孟朔頒賜。太宗依允、而未及施行。今遵太宗遺意、自來己未年爲始、計一年頒賜之數分爲四次、每於四孟朔頒賜、以均仕者之祿。又令忠清道依他道例、損實後、始自正月收稅漕轉」。

(19) 崔貞煥前掲書。

(20) 高麗末朝鮮初の状況は注(22)(23)参照。一七世紀にも、柳馨遠『礪溪隨録』卷一九、禄制条には、「本国冗官太濫、俸祿至薄、秩高者猶患艱食、況其卑者乎。於是苟且之習紛起、營私之弊莫禁、交相征利」とある。

(21) 『增補文献備考』卷三三七、職官考、禄俸条、「中宗二十年(※一五二五)、領議政南袞等、以歲歉、請減百官祿。上曰忠信重祿、所以勸士、苟非極凶、不可減也、不許」。「孝宗朝(※二六五〇)一六五九、比年凶歉、備局請減百官祿條、政院繼之、大臣申之、而不許、一則曰忠信重祿聖人所訓、凶年飢歲尤宜惕念(以下略)」。他に災

害時の例ではあるが、『英祖実録』卷四七、一四年（一七三八）一〇月辛丑条に「右議政宋寅明日、湖南伯條陳十事、而如被災邑作米、及沿邑儲置米會祿事、許之可也。（中略）寅明仍請、百官料祿量宜減損。上曰、忠信重祿、載於九經、我朝頒祿、本自不敷、又何減焉、不許」とある。このように、もともと少ない禄料なのに、臣下が削減を願ひ出て、国王がそれを許さないという記事が、朝鮮後期によく見られる（原文中※印は筆者注で、※印のないものは原注、以下同様）。

(22) 『定宗実録』卷四、二年四月辛丑条、「我朝東班、自判門下、領三司至九品、五百二十餘員、西班牙上、大將軍、至隊長隊副、四千一百七十餘人、文武官吏之數、固三倍於中朝之制矣。加以成衆官、上林園、圖書院、司楯、司衣、司糞、司饗、忠勇、近侍、內侍府、掖庭・典樂・雅樂署、各有祿官、而檢校、散秩、則亦增其數、祿俸之不周、實由此也。前朝舊制（中略）其餘衙門員吏之數、亦不煩冗、使之不廢職事、而國治民安、維持四百餘年。至于近代、兩府之數、少加於古、而恭愍王始毀古制、六曹、六寺、七監、每品各增二員、西班牙之職、亦加於古。甲寅（※一三七四、恭愍王殺され禰王即位）之後、權臣擅政、視名器爲己私物、布列枝黨、增添兩府、猶爲不足、又設商議、多至十數、而掌經濟者、不過侍中二人、此皆殿下所見聞也。我太上殿下、應天開國、立經陳紀、欲革冗官、第因草創、以待勤勞、而未得盡革、以至于今、每年頒祿、常不周足。（中略）軍資所屬外官三百餘員廩給外、京官

之祿、幾於十萬石。祿俸常患於不足、軍資未見其積蓄者、豈非冗官之未汰、散秩之尚多也。」

(23) 『太宗実録』卷五、三年六月壬子条、「國家定田制之初、軍資屬田、倍於祿俸之田、而近年以來、每因陳損、祿俸不滿前額、輒以軍資田租充之。故一年祿俸之數、無慮十有二萬餘石、而軍資所入、則自己卯至辛巳、合三年而計之、猶未滿二萬石。（中略）願依臣等前日所啓、其冗官之可汰者汰之、可并者并之、以減損其吏額、又依本院建文四年三月初六日所申祿陳轉損之數、勿以軍資充之。」

(24) 『肅宗実録』卷五、二年二月庚申条、「（※戸曹判書吳）挺緯對曰、計百官頒祿之米、三萬五千五百七十六石矣。竝與一年應用之穀、比之於今年當捧之數、則尚有餘裕。自十月爲始頒祿、則似宜。上曰、百官之俸、每以散料磨鍊、事甚苟簡。自今年夏等爲始、頒祿。」

(25) なお、別庫から各衙門員役一年散料、兩西貢物、元貢不足別貿易価（二〇二二八石）が支給されていたが、内訳が不明なので除外した。

(26) 朝鮮王朝の租庸調の財政制度は、唐代の租庸調と收取名目は同じでも、内容は異なっていた。拙稿「朝鮮王朝後期の国家財政と貢物・進上」『朝鮮学報』第一百七十三輯（朝鮮学会、一九九九）、および高麗大学校博士論文「朝鮮後期の貢納請負制と中人層貢人」（二〇〇一）。

(27) 『承政院日記』英祖五年（一七二九）三月四日条、「戸曹判書權以鎮疏曰（中略）、国朝之経用、税與貢皆在本曹（※戸曹）、税以領百官三軍之祿、貢以供御供及關

内日用之需・百司用下之費」。

- (28) 王室に上納する「進上」と中央官庁に上納する「貢物」があった。朝鮮前期の貢納制については、田川孝三『李朝貢納制の研究』（東洋文庫、一九六四）参照。

- (29) 『万機要覽』財用編三、「均役」以下「給代」条まで。

- (30) なお、日野開三郎『東洋史学論集第四卷』唐代兩税法の研究（三一書房、一九八二）四七～四九頁では、唐代においても均田法が支配的な土地規制として行われていなかったと言う。唐代租庸調制は丁男勞働力を課税対象にしていたのであって、「均田制から租庸調制が引き出されたのでは無く、均田制も租庸調制も共に丁男勞働力の均等観から引き出されたものであって、かく見えてこそ一方の均田制が現実化しないままに他方の租庸調制が実施せられていた所以が理解せられるのである」と述べている。実際に唐代において均田制が行われていたか否かはさておいて、理念的には後代までも唐代租庸調制は均田制と不可分のものとして理解され、均田制は公平で理想的な土地制度とみなされ、理念的影響を与え続けたことは重要であろう。

- (31) 『経国大典』卷之四、兵典、給保・番上・番次都目・軍士給仕等の各条。

- (32) 韓国国史編纂委員会で一九九〇年代に刊行された『韓國史』全六〇巻中、朝鮮時代の財政体制について、租庸調に対する言及が一言もない。『韓國史』二四（一九九四）の「IV. 国家財政」では税目目次が「一. 財政關係

官署、二. 中央財政、三. 地方財政、四. 租税、五. 貢物、六. 進上、七. 還穀、八. 役」となっていて、身役・徭役を同じく「役」と分類している。そのため、朝鮮時代の財政体制が羅列的になり、どのような理念でなぜその体制が採択されたのか、構造的に見えなくなっている。租庸調という時には、収取対象がそれぞれ田税、身役、戸役であるという重要な概念も明確になる。中国唐代の租庸調制とは内容が異なるところに朝鮮王朝の特徴がある。拙稿前掲博士論文参照。

- (33) 北村明美「李朝初期ノ軍役 概念の再検討」（『歴史学研究』第六八〇号、歴史学研究会、一九九六）、拙稿前掲博士論文「第四章 一八・一九世紀中人層の貢人活動」。

- (34) 『震檀学報』第一四卷（ソウル・震檀学会、一九四一）。

- (35) 『大典会通』吏典、および兵典。朝鮮時代の官僚制や遞見職については、李成茂「第二章第三節 両班と官職」「朝鮮初期両班研究」（ソウル・一潮閣、一九八〇）や李載燮前掲書、崔貞煥前掲書などが参考になる。

- (36) 拙稿前掲博士論文第四章。

- (37) 『大典会通』兵典、京官職、五衛条参照。

- (38) 須川英徳『李朝商業政策史研究』一八・一九世紀における公権力と商業——（東京大学出版会、一九九四）では、一八世紀後半以降の官房、軍門、諸衙門、勢家の乱塵、貿穀、貸金業、無名雜稅取稅等の諸営利活動への参加と商人との結合について述べている。

- (39) 『顯宗改修実録』卷二二、一一年一月庚寅条、「經亂以

後、常祿既減、而宣飯・職田、又從而廢。蓋以稅入日縮、國力不及故也。稅入日縮者、無他故焉。久廢量田、田結多失、且每年常稅、勿問豐凶、恒從下下年爲率、只捧四斗。其稅國制、上上年所捧、不啻五之一、而各衙門屯田、諸宮家設庄免稅、幾半國中、祖宗朝舊結收稅者、皆入其中。故地部稅入、歲僅十餘萬石、而軍食之取給於常稅者、又至七八萬石。其餘以爲官祿及上供・宗廟・百神之祀者、不過三萬餘石。而稅外以大同爲名者、歲出米五六萬石、本末顛倒、經制乖舛、國力之削弱、民產之日蹙、職由於此。百官俸祿之薄、又何足言哉」等。

(40) 朝鮮王朝後期には大同稅に含まれ、貢人役価、貢人作紙となつた。詳しくは拙稿高麗大学校碩士(修士)論文『朝鮮後期の貢物買納制と貢人役価』(一九八三)参照。

(41) 柳馨遠『磻溪隨錄』卷三、田制後錄上、經費条、「各司皆定給公廩所需、斷今誅求之弊(大小各司皆、當定給公事紙札鋪陳燈燭柴炭炬等、皆酌量容入折米定數、自漕稅、每歲孟春支下各司、自當以此爲用、今上司鋪陳諸物求請外方等事、當先禁止。凡詞訟作紙禁受佈布、依法典以紙捧之、以爲其公事紙。且今外方公納田稅以下、凡物亦有作紙、尤極不當、此則宜悉革罷。此外各司柴炬燭等、拘且徵責之弊、并宜一切痛革、詳見祿制)。按前代(※高麗)公廩田、蓋爲此等支費也(今各司右件所需、或有甚之不足者、或有過濫必別人求者、蓋皆出於非理誅求、若用米布衙門、則例以剩米余布弁之、即加捧不会之數也、有貢物衙門、則徵弁於貢物防納者、以其侵民食利也、用

刑衙門、則弁於使令、以其作弊受賄也、分軍衙門、則弁於書員、以其侵軍有取也、各直処房柴、則以其所配番軍、掠拔樵夫所擔而用之、弊習成規、觸処皆然、如是故、守令拜辭時、則政院(※承政院)輒稱筆債、而勒住守令徵責布疋、此皆因成旧例、爲官者不復知其可怪焉」。

(42) 戸曹で正式の該地方負担稅として認め、上納數より相殺し減すること。

(43) 以上、柳馨遠『磻溪隨錄』卷三、田制後錄上、經費条、「今非旦奉使者有求請、国家往往亦亦有求請之例(今国家有營造進宴等事、則例爲求請、爲国婚者亦求請)夫王者富有一国經稅所入、本足以京百用、豈有求請於外藩之理」。

(44) 同上書、同上条、「京中百官以至吏胥僕隸、皆給常祿(今百官俸祿至薄、一品歲俸六十石、至九品則僅十二石、不能自給、例受外方餽遺、名曰進俸、唯居清要者得之、其余則不得焉。又各司該用余物皆私分諸官、名曰分兒。吏胥祿則或有或無、諸司不同、其有者或以佈布或米月六斗、奴隸則拳無其稟、故吏隸皆待漁奪以爲生事。既如此、其弊害所至、有不可勝言者、當參酌古意、自大官以下以至吏胥僕隸、皆定給常祿、以漕稅頒給、其數見祿制。常祿既皆足以爲資、則凡今進俸分兒之類、皆當禁斷、吏輩漁奪納賂之習、一切痛革)」。

(45) 同上書、同上条。

(46) 丁若鏞(一七六二—一八三六)『經世遺表』卷一、地官戸曹第二、經田司条。また、同書卷七、地官修制、田制七では「(※康津県の加徴之米・黄豆) 通共五千九百

二十四斗之米、国所不知、民則出之、県令不以為虞、監司不以為俸、太倉不知、戸曹不知、惟一二郷吏以之為天賜之祿。(中略) 臣所見者、適此一県、湖南五十三邑、必邑邑皆然、通計其數、將踰萬石、豈不礎哉。(中略) 戸曹・監司、但知下下之田、必收下下之額、不意其如是也。(中略) 一任而不之禁、則民殘国亡、必由吏胥之手」と記し、民が衰殘し国家が亡ぶのは必ず吏胥の手によると述べている。

(47) 大庭寛一『朝鮮論』(東邦協会、明治二九年、一八九六)。

(とくくなり としこ・大阪経済大学非常勤講師)